

各部等の長
各行政委員会の事務局長 様

経営企画部長

令和4年度予算編成方針（依命通達）

1 国の動向

本年6月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」によると、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くし、医療体制の強化やワクチン接種を促進していくとともに、経済の好循環の実現を図るために、ポストコロナの持続的な成長につなげる4つの原動力として、「グリーン社会の実現」・「官民挙げたデジタル化の加速」・「日本全体を元気にする活力ある地方創り」・「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を重点的に促進することとし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を排除しつつ、予算を重点配分するとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は継続しており、本市の人口は増加基調にあるものの、令和3年度の市税収入は景気悪化の影響を受け、令和2年度と比較し減少する見通しとなっており、令和4年度においても回復には時間を要する見込みである。一方で、歳出においては、高齢化の進行や子育て支援等に対応するための社会保障関係経費が増加傾向にあることや、庁舎等整備事業や次期ごみ処理施設整備事業といった大型事業が控えていることなど、財政状況に影響を与える課題が山積している。

3 予算編成方針

以上を踏まえ、令和4年度当初予算編成に当たっては、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現を目指し、「総合計画後期基本計画（令和元年度～令和5年度）」の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナに向けたグリーン化やデジタル化等を軸とした社会構造の変化に的確に対応していく。

また、「第8次行財政改革推進計画（令和元年度～令和5年度）」に掲げられた項目を着実に実施し、収支改善にかかる取組みを一層進めていくことで、持続可能な財政運営を実現する。

限られた財源を有効に活用するため、事業費については目的に対する効果を検証し、効果が乏しい事業については存廃を含めた抜本的な見直しを行い、事業の予算化に当たっては実施手法を精査し、他自治体との比較を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、効率化と経費の削減に努めること。

以上を令和4年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

記

1 基本的事項

- (1) 職員は、厳しい財政状況を認識し、限られた財源を効果的に必要な事業に重点配分するため、事業に優先順位を付け、必要性和緊急性の高い事業であり、かつ費用対効果の高い事業を優先的に実施すること。
- (2) 第8次行財政改革推進計画の実施項目に沿った取組みをするとともに、8月19日付にて通知した「収支改善に係る取組みについて」に基づいた要求とすること。なお、同通知内で削減や見直し等を検討するとされているものは、必要な検討を行った上で予算の要求をすること。
- (3) 市内の公共施設は「公共施設再配置計画」に従い、老朽化等による修繕や大規模改修などの更新を実施すること。また「公共施設等総合管理計画」において、公共施設の20%以上縮減を目標としていることを踏まえ、市有地や既存施設などのストックを最大限、活用すること。
- (4) 国は「デジタル・ガバメント実行計画」に従い行政のデジタル化を強力に推進するとして、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及・利用拡大、行政データ提供のワンストップ化、医療・介護、教育、インフラ、防災に係るデータプラットフォームの整備、行政手続きのオンライン化などを実施することから、市民の利便性の向上や業務の効率化につながるよう、関連業務の手続きの見直しやシステムの最適化などに取組み、予算の要求に反映させること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、収入未済については徴収努力を講じ収納率の向上と収入確保を図ること。
- (2) 使用料及び手数料、分担金及び負担金については、収納率の向上に努め、市民負担の公平性を確保するとともに、他自治体や類似施設の料金と著しく乖離している場合は、負担割合の見直しも含めて検討し、受益者負担の適正化を図ること。
- (3) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、補助制度の新設や変更に対応し、確実に財源の確保に努めること。特に新型コロナウイルス感染症対策に関する補助制度の新設・拡充などの動向に注視し、積極的に活用すること。また、要求に当たっては、補助対象、補助率、補助単価を適正に計上し、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (4) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。
- (5) 市債については、後年度の義務的経費の増加による財政の負担を考慮し、市債を財源とする普通建設事業はできる限り抑制すること。予算の要求に当たっては、交付税措置のある市債を活用することとし、「公共施設等適正管理推進事業債」のように、計画策定が起債の条件となるものについては、必要な手続きを確認し、計画の策定等に早急に取り組むこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 経常経費については、令和3年度予算額以下の要求を原則とし、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、既存事業であっても事業の効果、必要性、効率性を検証して見直しを行うとともに、改善内容を予算に反映させて経費の縮減に努めること。特に費用対効果の乏しい事業、民間で実施可能な事業、事業開始から長期間見直しをしていない事業、他自治体より費用負担の大きい事業については、事業の存廃を含めた抜本的な見直しを行い行政の効率化を図ること。
- (2) 政策経費については、事業の目的や効果を明確にし、行政ニーズ、費用対効果、執行計画、将来の見通し、後年度の費用負担について明らかにした上で要求すること。また、新規・拡充事業については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、既存事業等の廃止・縮小等により財源を捻出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に中止・縮小をした事業については、実施方法の見直しを行い、必要な対策を講じた上で要求すること。
- (4) 会計年度任用職員については、令和3年度の予算額以下とすることを基本とし、会計年度任用職員を要する事務・事業の課題を抽出し、事業の見直しを検討した上で、必要最小限の額を正確に積算して要求すること。
- (5) 扶助費等については、対象人数、単価、伸び率を精査して要求すること。国・県の補助事業については、制度改正の動向を注視し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。市の単独事業については、制度の必要性や他自治体の実施状況などから合理性を判断し、必要に応じて自己負担額や給付水準の見直し、廃止などの制度改正を検討すること。また、国・県の補助事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。
- (6) 補助費等については、8月19日付にて通知した「収支改善に係る取組みについて」に基づいた要求とすること。廃止・減額等について要検討とされたものは、事業の効果を検証して見直しを行い、要求額の抑制に努めること。なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金等交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果などを検証して要求すること。

4 その他の事項

- (1) 特別会計においても以上の方針に準じて予算編成を行うものとする。
- (2) 特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくことを原則とし、基準外の繰出しについては、その縮減に努めること。